

西尾市公契約条例に係る特約条項

この特約条項は、西尾市公契約条例（令和2年西尾市条例第1号。以下「条例」という。）が適用される公契約について定めるものとする。

（関係法令の遵守）

第1条 受注者は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働環境を確保しなければならない。

（労働環境報告書の提出）

第2条 条例第8条第1項に規定する規則で定める契約は、契約を締結した日から7日以内に労働環境報告書（様式第1号）により提出するものとする。
下請負者との契約を締結したときも同様とし、当該契約の締結の都度、受注者が取りまとめて提出するものとする。

2 提出した労働環境報告書の内容に異動が生じた場合は、異動の事実があった日から起算して7日以内に異動後の労働環境報告書（様式第1号）を提出するものとする。

（労働者への周知）

第3条 受注者は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る業務が行われる場所に掲示し、又は書面で交付することにより、特定公契約に従事する労働者に周知しなければならない。

- (1) 対象労働者の範囲
- (2) 愛知県の地域別最低賃金
- (3) 条例第10条の規定による申出をする場合の申出先
- (4) 条例第10条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

（不利益取扱いの禁止）

第4条 受注者及び下請負者は、労働者から条例第10条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

（立入調査等）

第5条 市長等は、労働者から条例第10条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要があると認める場合又は労働環境報告書に記

載されている事項を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者の事務所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査をする場合において、市長等は、必要があると認めるときは、労働者その他の関係者に協力を求めることができる。
- 3 第1項の規定による立入調査をする市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者又は労働者その他の関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置等)

第6条 市長等は、前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者がこの条例の規定に違反していると認める場合は、受注者に対し是正措置を講ずるよう指導することができる。

- 2 前項の規定による是正の指導を受けた受注者は、速やかに是正措置を講じ、講じた措置及びその結果を市長等に報告しなければならない。
- 3 市長等は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表し、又は入札参加停止の措置を講ずることができる。
 - (1) 第2条の規定による労働環境報告書の提出をせず、又は虚偽の内容を記載したとき。
 - (2) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - (3) 第1項の規定による是正の指導に従わないとき。
 - (4) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。